

議 事 録

平成 2 5 年 第 3 回 定 例 会

[初 日]

平成 2 5 年 9 月 1 0 日 (火)

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>おはようございます。町民憲章の朗読をお願いいたします。前文を省略し、本文のみ朗読いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>町民憲章</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り、育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は、16人につき定足数に達しております。</p> <p>ただ今から、平成25年第3回筑前町議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9:30)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、14番 金子保次議員及び15番 矢野勉議員を、指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日9月10日から20日までの11日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から9月20日までの11日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3「諸般の報告」を、行います。</p> <p>8月に実施しました、議員視察研修の報告を求めます。</p> <p>福本秀明議員</p>
福本議員	<p>おはようございます。</p> <p>今回の議員視察研修にあたりまして、研修員を代表いたしまして、議員研修報告をいたします。</p> <p>栗山町議会は平成18年に、議会基本条例の制定により、その後改革の進捗に対し強い関心があり、ぜひ活動状況を学習したいとの要望と、昨年防衛省通信所の関係により、稚内市議会と交流された際、自然可能エネルギー施設等は、いまや直面する問題のため研修を決定し、よって視察研修を実施いたしましたので報告いたします。</p> <p>視察日は、8月19日から22日の4日間の日程、視察同行者は議員16名、議会事務局2名、執行部から町長、副町長、環境防災課1名の総計21名であります。</p> <p>なお、町長にあたりましては別件のため、1日のみでございました。2日目の朝には、千歳空港から別れたわけでございます。</p> <p>研修先は北海道夕張郡栗山町並びに稚内市、さらに幌延町の4カ所視察研修をしました。</p>

まず第1日目は、夕張郡栗山町への訪問です。

北海道圏に位置し、札幌経済的範囲内でもあります。総面積が203.84km²、筑前町の約3倍です。人口は13,146人の、町の基幹産業は農業で、水稻、大豆、玉ねぎ、ビート、馬鈴薯等の畑作物が多いそうです。

本来の研修内容では、主に議会基本条例の特徴を14点取り上げ、特に重要なところについて説明がありました。

1つは、議員の質問に対する町長や町職員の反問権の付与、論点、争点を明確に、より良い意見に集約することで効果があると言われ、問題は対立的構図にならないよう注意しなければならないと指摘もありました。

2つ目は、議会基本条例に追加があり、総合計画、マスタープラン、町の計画等の修正を含めた議決事項にされたとのことで、その他にも条文の改正並びに追加が何点かありました。

3つ目は、議員間の相互の自由討議の必要性を強調されていました。この件は、本町においても同じ考えのようです。

議会基本条例を常に見据えて議会活動がされているため、当然そこには改正なり見直しの議会改革が積極的で、さらに幅広い視点で取り組まれており、これも外部支援サポーターである大学教授2名の影響かなと思いました。

次の視察地、稚内市に移動しまして、北海道最北端稚内市宗谷岬から、晴れた日には遠くサハリンを望む国境の町稚内市の人口は37,228人で、総面積760.89km²です。筑前町の約1.1倍で、昔はロシア国境の北方漁場で栄え、規模の大きい酪農業が多く、広大な丘陵が広がり、まさに北海道ならではの地形です。

そこに、立地条件にかなった自然可能エネルギーの取り組みを、いち早く8年前にユーラスエナジーグループ会社が、この豊かな風資源に着目し、2年の工事期間を経て、風力発電機設置基数も国内最大規模を誇る宗谷岬ウィンドファームを操業いたしました。

クリーンなエネルギーである風力発電の環境保全の観点からも期待が高く、宗谷地区57基、他の地区にも同型が17基設置され、全数で74基ということです。

三菱重工業製の発電機を使用、1基、出力1,000kw、発電の送電線は地下埋設によって稚内市外へ供給されています。ただロシア国境関係の通信施設と隣接のため、電波障害の制限の部分もあるそうです。

次に、太陽光発電、メガソーラー施設がある稚内市内の大沼地区へ移動しまして、現地で説明を受けました。

太陽光発電施設敷地、全体面積14ha、パネル枚数28,498枚、発電容量5,020kw、発電パネルも5種類を採用し、発電量を調査しているということです。冬時期には降雪があり、発電が低下するのが難点ですということをおっしゃいました。

総経費70億円の設備をそっくり稚内市に譲渡により、「桜井・ほくでんエコナジー 共同企業体」に委託しているとのことでした。

今後の課題として、発電事業において、地産地消体制を目指して、そのことは売電だけの事業に終わらず、新たな事業者の参入によって、雇用拡大につなげたい。将来は稚内市への発電供給を100%まで実現したいと言われ、風力発電機設置を今後も拡大したいと、説明を終えられました。

最後の研修地である北海道幌延新地層研究センター、稚内市街より車で約1時間の位置にあります。独立行政法人日本原子力研究開発機構が堆積岩を対象とした新地層の研究を、北海道幌延町で実施しているものです。

原子力発電の使用済み燃料を再処理した際に発生する高レベル放射性廃棄物を安全に処分するための地層処分技術に関する研究が行われています。

	<p>情報室で基本構想の説明があり、その後安全作業服等を身に付けて、地下研究現場へ作業用エレベーターで130mまで下りました。</p> <p>研究の実際を見ることはできなかったわけですが、地下壕の中では研究の内容が展示され、専門家の方の説明を聞いて回りました。</p> <p>原発の使用済み処理が前提の研究所で、20年後には研究施設自体を閉鎖されるそうです。</p> <p>結びとして、今回の視察研修で多くのことを学習させていただき、議員一人ひとりが何かをやはり吸収されたと思いますし、今後の活動に活かしていただきたいと。研修で得た多くの情報をもって、提案型の充実した活動につながればと、期待するところです。</p> <p>特にエネルギー問題は、待ったなしの進行形ではないでしょうか。環境問題から、将来化石燃料に依存せずとも、自然可能エネルギーの供給に、行政の使命は大であると再認識いたしましたところでは。</p> <p>今後放射性廃棄物についても他人ごとではなく、安全に処分できるよう研究が進み、国の最大の課題解決に期待がかかっています。</p> <p>議員視察研修を受け入れていただき、その上多分なる協力を仰ぎ、両自治体に深甚なる感謝の意を申し上げます。</p> <p>以上で北海道栗山町並びに稚内市の議員視察研修の報告を終わります。</p> <p>研修員を代表いたしまして、福本が申し上げます。</p>
議長	報告が終わりました。
日程第4	
議長	<p>日程第4「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、平成25年第3回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>さて、本年は、7月から8月にかけて記録的な猛暑、酷暑の日が続きました。さらに9月に入りまして台風による大雨や長雨、厳しい残暑など、例年のない気象変化に一喜一憂の日々でございます。</p> <p>このような近年の環境変化に対応して、小中学校の運動会が秋から春へ変更されましたが、保護者をはじめ学校関係者のご意見として、概ね納得されているようでございます。</p> <p>また、農業面では、適量の降雨もあり、今のところ米、大豆等の生育も順調だと思われまます。</p> <p>しかしながら、これから台風シーズンを迎えることになります。災害対策に、事業の執行に気を引き締めて取り組む所存でございます。</p> <p>併せまして、2020年のオリンピック開催地が東京に決定いたしました。さらに東京が国内外から注目されることになります。</p> <p>私どもといたしましては、地方分権をより主張しながら、福岡に、筑前町に活性化効果が得られるよう努力していかねばならないと思うところでございます。</p> <p>それでは、本日提案します議案等17件の説明を申し上げます。</p> <p>なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしく願いいたします。</p> <p>報告第6号 平成24年度筑前町財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に資するため、当該健全化判断比率を報告するものです。</p> <p>報告第7号 平成24年度筑前町公営企業の資金不足比率につきましても、同じ</p>

	<p>く、公営企業の健全化を図るため、当該資金不足比率を議会に報告するものです。</p> <p>議案第41号 町道の路線廃止につきましては、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第42号 筑前町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法施行令及び関係法令の一部改正が公布され、平成28年1月1日より施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第43号 平成25年度筑前町一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正額計42,522千円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ12,513,194千円とするものです。</p> <p>主な補正内容としましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猛暑の影響による学校教室の高温化から、熱中症や学習意欲の低下が懸念されることなどを深刻に受け止め、児童・生徒の健康面、学習面を考慮し、小中学校の普通教室等に空調機を設置する際の設計を行うための、小中学校空調機導入工事実施設計業務委託料 11,500千円 ・国の予算が増額され、県が改修工事を前倒し施工するため、地元負担金を補正する県営ため池等整備事業 7,410千円 ・町内の地域資源や特性を活かした再生可能エネルギー導入促進及び地域振興を目的として、導入の可能性を調査・検討するために補正する、太陽光発電設備導入可能性調査委託事業 5,918千円 <p>などを追加するものです。</p> <p>議案第44号 平成25年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正額1,098千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ3,420,775千円とするものです。</p> <p>議案第45号 平成25年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正額2,674千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ166,490千円とするものです。</p> <p>議案第46号 平成25年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正額17,047千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ1,215,360千円とするものです。</p> <p>議案第47号 平成25年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出を4,050千円追加し、補正後の収益的支出総額を418,632千円とするものです。</p> <p>認定第1号から認定第8号につきましては、筑前町の一般会計と7つの特別会計の合計8会計の平成24年度決算の認定についてであります。</p> <p>いずれの会計につきましても、事業目的達成のため最小の経費で最大の効果を上げるべく鋭意努力したところでございますが、その内容につきましては、先般より監査委員による決算審査を受け、その結果は別添の「決算審査意見書」のとおりであり、後ほど審査意見が述べられることと思っております。</p> <p>また、内容等の審議につきましては、例年どおり決算特別委員会において付託審議がされることと思っておりますので、そのときよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上が、本日提案しました議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので慎重にご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第5	
議長	<p>日程第5 報告第6号「平成24年度筑前町財政健全化判断比率について」を、議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>おはようございます。</p> <p>議案書の3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第6号「平成24年度筑前町財政健全化判断比率について」</p> <p>平成24年度筑前町財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>4ページでございます。</p> <p>健全化判断比率の報告書でございます。</p> <p>健全化判断比率については、ここに表を挙げております4つの指標で判断をしていくこととなります。</p> <p>まず最初の実質赤字比率でございますが、これにつきましては、普通会計の赤字があるかどうかということで、ここに比率を出すわけでございますが、普通会計につきましては、平成24年度につきましては、298,000千円からの黒字でございますが、赤字比率はないということになります。</p> <p>それから、連結実質赤字比率でございますけれども、これにつきましては、一般会計それから特別会計、7つの特別会計を合わせたものでございますが、これにつきましても赤字はないということで、実質的な黒字としましては、481,340千円ほどの黒字ということで、マイナス表示になっております。</p> <p>それから、実質公債費比率でございますが、14%ということで、これにつきましては、一般会計、特別会計、それから一部事務組合等も含んだところでの比率を出すわけでございますが、本年は14%、昨年が14.6%ということで、0.6%下がっております。</p> <p>これの主な要因としましては、平成23年度につきましては、土地開発公社の土地を買い戻しをいたしております。それが41,840千円ほどございましたですけれども、その分の債務負担行為が本年度はないということで、それが1つ下がった要因でございます。</p> <p>それから、将来負担比率でございますが、90.7%、昨年が104.7%ということで、14%下がっております。</p> <p>この将来負担比率につきましては、一般会計、特別会計、それから一部事務組合、土地開発公社、第三セクター、そこまで含めたところの比率を出すわけでございますけれども、これの14%下がった要因といたしましては、昨年福岡県の市町村災害共済組合が解散をいたしました。その返還金がございます。その繰上償還を155,544千円したこと、それからミニ公募債、これが1億円、24年度はございました。この償還をしたこと、そういったことで、地方債が減少しております。減少額としては、地方債の残高減少が673,744千円でございます。</p> <p>それから、この災害共済組合解散に伴います財政調整基金へ、残金を積み立てをいたしております。280,163千円しております。</p> <p>そういったことによりまして基金も増えてきたということで、基金の充当できる額が331,537千円ほど増えたと、そういったことで、こういった14%から率が下がったということが、大きな要因ではなかろうかと思っております。</p> <p>あと、5ページに監査委員の審査意見書を付けておりますので、ご参考にご覧いた</p>

	<p>だきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これで報告第6号「平成24年度筑前町財政健全化判断比率について」の、報告を終わります。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 報告第7号「平成24年度筑前町公営企業の資金不足比率について」を、議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第7号「平成24年度筑前町公営企業の資金不足比率について」</p> <p>平成24年度筑前町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。</p> <p>本日提出、町長名でございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>資金不足比率報告書でございます。</p> <p>まず、水道事業会計でございますが、水道事業会計につきましても資金不足比率はございません。1年以内の流動資産、負債の差、これが水道事業会計におきましては、156,713千円でございます。そういったことで、資金不足比率はございません。</p> <p>それから、公共下水道事業特別会計でございますが、この会計につきましても、3,742千円の黒字決算となっておりますので、不足はないと。</p> <p>それから、農業集落排水事業特別会計でございますが、1,045千円の黒字決算ということで、資金不足はないということになります。</p> <p>それから、工業用地造成事業特別会計、この会計につきましては404千円の黒字決算ということで、4会計いずれも資金不足はないということをご報告をさせていただきます。</p> <p>それから、8ページに監査委員の審査意見書を付けておりますので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これで報告第7号「平成24年度筑前町公営企業の資金不足比率について」の、報告を終わります。</p>
日程第7～ 日程第13	
議 長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第7から日程第13までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第7 議案第41号から日程第13 第47号までは、議案の説明のみを行いたいと思います。</p>

	<p>これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 それでは順次、議案の説明を求めます。 建設課長</p>
建設課長	<p>おはようございます。 議案書の9ページをお願いします。 議案第41号「町道の路線廃止について」 別紙のとおり町道路線を廃止するものとする。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するにあたり、 同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。 10ページをご覧ください。 廃止します路線は、路線番号244号、鴨牟田団地1号線から路線番号246号、 鴨牟田団地3号線までの3路線でございます。 各路線の起点、終点、延長及び幅員等は、表に記載のとおりでございます。 廃止の理由としましては、町営住宅篠隈団地建替えに伴いまして、旧団地を解体す ることになりました。そのため3路線が消失するため廃止手続きを行うものでござい ます。 なお、お手元に各路線の航空写真と字図を添付しておりますので、ご参照をいた だきたいと思っております。 以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>税務課長</p>
税務課長	<p>それでは、議案書の11ページをお開きください。 議案第42号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名。 提案理由につきましては、先ほど町長から説明がありましたので省略いたします。 この件につきましては、去る8月29日開催の定例協議会において、分かりやすい 資料で説明したと思っておりますので、本日は、条文のポイントのみ説明いたします。 今回の改正は、地方税法、租税特別措置法、及び所得税法の改正に伴う税条例の改 正であります。 改正の内容ですが、大きく分けて2つの改正になっております。 その1つは、平成21年10月から施行している公的年金受給者からの住民税の特 別徴収、年金天引きの変更でございます。 もう1つは、金融所得税、株式、公社債から発生する所得の関係でございます。 その一体化等の見直しに係るものでございます。 それでは、新旧対照表に基づき説明いたします。 12ページ、条例第47条の2につきましては、公的年金受給者の年金から住民税 を天引きされている方で、その方が転出された場合、特別徴収ができなくなり、普通 徴収に切り替えていたものを、今回の改正で引き続き特別徴収が継続できるようにす るための改正であります。 13ページ、条例第47条の5につきましては、公的年金受給者が住民税を天引き する場合で、年税額が大きく変動する場合、今の計算方法では、翌年度の仮徴収額は、 前年度の本徴収額とされていることから、永久に不均衡を是正することができないた め、これを緩和するための措置でありまして、年税額が元に戻れば3年目から平準化</p>

	<p>となる改正であります。</p> <p>同じく13ページ、附則第7条の4につきましては、寄附金の税額控除に係るものでありますが、都道府県、市町村に対する寄附金については、特例控除額が加算される制度でありまして、株式譲渡所得等を有する場合、100分の75加算となっております。今回、後で述べます附則第19条の2が新設されることに伴う改正であります。</p> <p>14ページ、附則第16条の3以降の改正につきましては、金融所得課税関連の一体化に伴うものでありまして、16条の3については、特定公社債、国債、地方債、外国債等を言いますけれども、それから、その利子等について、申告分離課税の対象となること、及び譲渡益非課税を申告分離課税とする改正であります。</p> <p>16ページ、附則第19条につきましては、株式に係る譲渡所得の分離課税について、1本であったものを一般株式に係るものと上場株式に係るものとに組み替えされたことに伴う改正であります。</p> <p>17ページ、附則第19条の2につきましては、前条附則19条の改正をしたうえで、新たに特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等を分離課税することによる規定の新設に伴うものであります。</p> <p>18ページ、右側の現行条例下段、附則第19条の4から、30ページの右側下段の、現行20条5の削除につきましては、金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行うことにしたことによる法附則の改正であります。</p> <p>戻りまして、24ページ、左側改正案、附則第20条及び26ページ下段、附則第20条の2につきましては、先ほど説明いたしました附則の削除による規定の繰り上げによるものであります。</p> <p>施行期日につきましては、公的年金の特別徴収に係るものが、平成28年10月1日、それ以外の改正につきましては、平成29年1月1日であります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>議案書の32ページをお願いいたします。</p> <p>議案第43号「平成25年度筑前町一般会計補正予算（第2号）について」平成25年度筑前町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。本日提出、町長名でございます。</p> <p>別冊の筑前町一般会計補正予算（第2号）をお願いいたします。</p> <p>1ページでございます。</p> <p>平成25年度筑前町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出の補正でございます。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42,522千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,513,194千円とする。</p> <p>2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>まず、歳出の説明から申し上げたいと思いますので、9ページをお願いします。</p> <p>まず、2款1項1目一般管理費、13節の委託料でございます。1,450千円。これは、総合支所検討委員会の調査業務委託でございますが、総合支所の検討委員会につきましては、7月30日に立ち上げをいたしまして、2つの点について、町長のほうから諮問をして審議していただいております。</p> <p>1つが総合支所に関すること、2つ目が総合支所の土地建物の取り扱いに関することでございます。</p> <p>これの諮問に対しまして、委員会への諮問の審議のアドバイス、あるいはコーディネーター的な役割をしていただくために、専門的なところに業務委託をするものでご</p>

ざいまして、その予算を計上いたしておるところでございます。

それから飛びまして、19目企画費、7節賃金でございます。505千円。これにつきましては、12月1日から職員が産休に入りますための代替者の賃金でございます。

それから、27目子ども未来センター費につきましては、児童虐待防止対策緊急強化事業への事業名の変更によるものと、補助率が2分の1から10割補助ということで、補助が変わりましたので、財源を組み替えるものでございます。

28目そったく基金事業517千円につきましては、町の魅力ある食や農産物を広くアピールするための、食の都づくり推進大会を今回初めて屋外で開催をするということで、その会場設営費を計上しておるところでございます。

2款3項1目の戸籍住民基本台帳費、7節の賃金603千円につきましては、11月11日から職員が産休に入るための代替者の賃金でございます。

10ページをお願いいたします。

3款1項9目めくばり館費でございますが、985千円は、空調機並びに自動ドアの修繕費を計上いたしておるところでございます。

4款1項5目、591千円につきましては、公共施設の太陽光発電設備導入可能調査関係の予算を計上しておるところでございます。

5款1項3目農業振興費、13節の委託料3,612千円につきましては、農地情報システムのサポート期限が切れたわけでございます。そのために県の補助を受けて更新する予算を計上いたしておるところでございます。

6目農業土木費7,410千円につきましては、県営事業で行います栗田の堂ノ浦ため池の国県予算が増額をされ、それに関連して町の負担の関係も増額する必要がありますので、その分の予算を計上しておるものでございます。

11ページでございます。

7款4項1目都市計画総務費3,247千円につきましては、下水道事業の污水管増設工事等による操出金の増額予算を計上いたしておるところでございます。

5項の1目住宅管理費、11節需用費3,000千円につきましては、町営住宅の修繕費、これが増加しておりますので、増額予算を計上しておるところでございます。

9款1項2目事務局費11,500千円につきましては、各小中学校への空調機導入工事設計委託料を計上いたしておるところでございます。

12ページをお願いいたします。

9款5項4目通級指導教室費の賃金と旅費合せて4,563千円でございますが、これにつきましては、最初この教室を単独で開設をしておりましたが、県費事業となつたために財源を組み替えるものでございます。

13ページ、10款1項2目現年発生災害復旧費2,000千円につきましては、6月の大雨によりまして、三箇山地区の農道それから下高場地区の水路の災害復旧予算を計上しておるところでございます。

それから、11款公債費3,473千円でございますが、住宅管理費の増額補正に伴いまして、これの財源が使用料から一般財源へ組み替えるものでございます。

歳出の説明を終わりました、続いて歳入の説明を行いますので、7ページをお願いいたします。

11款1項1目地方交付税29,183千円につきましては、財源調整のために計上をいたしております。

13款1項5目農林水産費分担金3,206千円につきましては、栗田地区の堂ノ浦ため池整備事業と地域農業再編緊急整備事業、暗渠排水事業でございますが、これの事業拡大による分担金を計上しております。

	<p>それから、16款2項3目、1節の社会福祉費補助金180千円につきましては、見守りネットワーク事業を、新たに5地区が取り組むことになりましたために、補助金を増額補正するものでございます。</p> <p>2節の児童福祉費補助金につきましては、児童虐待防止対策関係事業名、それから補助額の変更によるものでございます。</p> <p>4目衛生費県補助金5,000千円につきましては、太陽光発電設備導入可能調査関係の補助金を計上いたしております。</p> <p>5目農林水産業費県補助金3,516千円につきましては、農地情報システムのサポート更新のための人・農地問題解決推進事業補助金を計上しておるものでございます。</p> <p>18款1項2目の指定寄附金につきましては、寄附をさせていただいている方が増え続けております。そういった関係で増額補正するものでございます。</p> <p>8ページでございます。</p> <p>19款2項1項基金繰入金1,077千円につきましては、総務費の食の都づくり推進大会事業、それから農林水産業費の重点品目産地強化対策事業費にそった基金から繰り入れをする予算を計上しておるものでございます。</p> <p>以上で、補正予算の説明を終わります。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書の33ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>議案第44号「平成25年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」</p> <p>平成25年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の予算書のほうをお願いしたいと思います。</p> <p>まず、1ページでございます。</p> <p>平成25年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）</p> <p>平成25年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,098千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,420,775千円とする。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>それでは、内容について事項別明細書のほうで説明したいと思います。</p> <p>補正予算書の6ページをお願いしたいと思います。</p> <p>まず、歳入ですけれども、10款1項1目で繰越金の一部を必要額だけ計上をしております。</p> <p>次に7ページ、歳出でございますが、1款1項1目としまして、職員の10月から産休・育休の代替としまして、臨時職員の賃金などを計上いたしております。</p> <p>また、4款1項1目で前期高齢者納付金が、25年度分が決定しましたけれども、予算不足が生じますので補正するものです。以上でございます。</p>
議 長	下水道課長
下水道課長	<p>議案書の34ページをお開きください。</p> <p>議案第45号「平成25年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について」</p> <p>平成25年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。</p>

	<p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）をお願いします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>平成25年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）</p> <p>平成25年度筑前町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条です。</p> <p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,674千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166,490千円とする。</p> <p>第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。</p> <p>次に、内容の説明を行います。</p> <p>8ページをお願いします。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>1款1項1目農業集落排水施設管理費2,674千円の増です。</p> <p>内訳につきましては、15節工事請負費2,674千円の増です。</p> <p>これにつきましては、污水管渠費工事として急きょ新築に伴う污水管渠工事1件、管路延長35m、工事費1,811千円を増額する必要が生じたためでございます。</p> <p>次に、付帯工事費として、朝倉県土整備事務所による国県道の舗装修繕工事が緊急に実施されたことに伴いまして、マンホール蓋の高さ調整工事2件を実施したことにより、当初予定していた舗装補修工事の予算不足が生じるため、工事費863千円の補正を行うものです。</p> <p>次に、7ページをお願いします。</p> <p>歳入でございます。</p> <p>4款1項1目一般会計繰入金974千円の増です。</p> <p>町債以外の不足分について、建設費繰入金を充てるものでございます。</p> <p>次に、7款1項1目農業集落排水事業債1,700千円の増、污水管渠費工事の起債借入金でございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>続けて議案第46号の説明をいたします。</p> <p>議案書の35ページをお開きください。</p> <p>議案第46号「平成25年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」</p> <p>平成25年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>別冊の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）をお願いします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>平成25年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）</p> <p>平成25年度筑前町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,047千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,215,360千円とする。</p> <p>第2条、地方債の変更は、「第2条、地方債補正」による。</p> <p>次に、補正内容の説明を行います。</p> <p>8ページをお願いします。</p> <p>歳出でございます。</p>
--	---

	<p>1 款 1 項 1 目 公共下水道施設管理費 11, 000 千円の増です。 内訳は、27 節公課費 11, 000 千円の増となっております。 これは、消費税額について、当初予算額について、昨年並みの 4, 000 千円で見込んでおりましたが、平成 24 年度決算により算定した結果、11, 000 千円の不足が生じたため、増額するものでございます。</p> <p>2 款 1 項 1 目 公共下水道施設整備費 6, 047 千円の増です。 内訳は、15 節工事請負費 6, 047 千円の増です。 これは、付帯工事費として朝倉県土整備事務所による国県道の舗装修繕工事が緊急に実施されたことに伴いまして、マンホール蓋の高さ調整工事 2 件を実施したため、当初予定しておりました舗装補修工事の予算不足が生じるため、722 千円の増額補正を行うものです。</p> <p>次に、汚水管渠工事において、急きよ新築に伴う汚水管渠工事 3 件、工事延長、総延長 39. 3m、工事費 2, 445 千円の増額が必要となったことです。</p> <p>次に、雨水管渠工事において、新町第 2 雨水幹線の設計内容を精査したことにより、工事費 2, 880 千円の増額が必要となったものでございます。</p> <p>次に、7 ページをお願いします。 歳入でございます。</p> <p>1 款 1 項 1 目 公共下水道事業負担金 3, 600 千円の増です。新築等による受益者負担金の増額が、今後見込まれるために増額をしております。</p> <p>2 款 1 項 1 目 公共下水道施設使用料 7, 400 千円の増です。新規接続、新築等による使用料の増額が今後見込まれるために増額をしております。</p> <p>6 款 1 項 1 目 一般会計繰入金 3, 247 千円の増です。 先ほど説明しました歳出の 15 節工事請負費における起債以外の不足分に建設費繰入金を充てるものでございます。</p> <p>9 款 1 項 1 目 公共下水道事業債 2, 800 千円の増です。歳出の 15 節工事請負費の中の汚水管渠工事及び雨水管渠工事における起債借入金でございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	水道課長
水道課長	<p>議案書の 36 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 47 号「平成 25 年度筑前町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」平成 25 年度筑前町水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の筑前町水道事業会計補正予算書（第 1 号）をお願いします。 1 ページでございます。</p> <p>第 1 条、平成 25 年度筑前町水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第 2 条、平成 25 年度筑前町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び収益的支出の予算額を次のとおり補正する。</p> <p>収入の部で、補正は 0 円でございます。</p> <p>支出の部は、第 1 款収益的支出 4, 050 千円を増額し、418, 632 千円とするものです。</p> <p>補正予算の内容を説明いたします。</p> <p>6 ページの次に付けております付属書類で説明いたします。</p> <p>収益的収入及び支出、10 ページの支出です。</p> <p>1 款水道事業費用、1 項 2 目配水及び給水費の修繕費 3, 000 千円を増額し、6, 030 千円とし、3 目総係費の備用品費 550 千円を増額し、900 千円とし、また、</p>

	<p>委託料を500千円増額し、5,131千円とするものです。</p> <p>修繕の内容は、管路の施設及び舗装修繕費用であり、道路に埋設した配水管路や給水管路、また弁室周りの舗装復旧箇所が大型車の通行などで段差などが生じ、近隣住民に騒音や振動を起こしている状況で、舗装修繕工事を行ってまいりました。</p> <p>さらに、別の箇所でも同様な現象が起きており、改善の要望が出ていますので、増額補正するものでございます。</p> <p>次に、備用品費と委託料の内容は、給水開始区域が年々増加しており、検針箇所数の増加により、一定期間内に作業することが困難になりましたので、検針区域を分割するために、2台のハンディターミナル、検針端末機になりますけど、それが必要となり購入するものです。</p> <p>併せまして、これに伴うデータ整理のシステムバージョンアップ費用として増額補正するものです。以上でございます。</p>
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第14～ 日程第21	
議 長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第14から日程第21までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第14 認定第1号から日程第21 認定第8号までは、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、日程第14 認定第1号から日程第21 認定第8号までは、一括議題として、全員でもって構成する決算審査特別委員会に負担して審査することに決定しました。</p> <p>ここで、決算審査特別委員長及び副委員長の選任をお願いします。</p> <p>13番 河内直子議員</p>
河内議員	決算審査特別委員長に矢野副議長、そして副委員長に久保大六総務委員長を推薦いたします。
議 長	<p>ただ今、13番 河内直子議員から発言がありましたように、委員長に矢野勉副議長、副委員長に久保大六総務委員長ということでございます。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、矢野勉副議長、決算審査特別委員長就任のごあいさつを、演壇にてお願いします。</p> <p>矢野副議長</p>
矢野副議長	<p>ただ今、決算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。</p> <p>議員各位もご承知のとおり、町の財政は非常に厳しくなっております。それだけに決算審査にあたる委員各位もたいへんご苦労があろうと存じますが、地方自治法で規定されておりますように、最小の経費で最大の効果を上げるように、予算執行がされたかどうか、議会における予算審議の趣旨が十分活かされたか、また、予算の執行は適期に、しかも住民本位にされたかどうか、着眼すべき点は多々あろうかと存じます。</p> <p>委員会の審査期間には制約もありますので、最小の日数で最大の効果を上げること</p>

	を念頭において審査されるよう議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、委員長就任のごあいさつといたします。
日程第22	
議長	<p>日程第22 発議第6号「道州制導入に反対する意見書の提出について」を、議題とします。</p> <p>本件について、説明を求めます。</p> <p>久保大六議員</p>
久保議員	<p>それでは、ただ今から、発議第6号の提出理由の説明をいたします。</p> <p>議会提出議案書をお開きください。</p> <p>発議第6号「道州制導入に断固反対する意見書」</p> <p>上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び筑前町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。</p> <p>賛成議員は、河内直子議員、内堀靖子議員であります。</p> <p>提案の理由、道州制につきましては、国民的な議論がないまま導入を目指す法案が国会へ提出されようとしております。道州制は地方分権の名を借りた新たな集積体制を生み出すものであり、大都市へのさらなる集中を招き地域格差を一層拡大するおそれがあります。加えて、住民と行政との距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。よって、道州制の導入に反対する。上記事項の実現について、国の関係機関へ意見書を提出する。これが、この議案を提出する理由であります。</p> <p>続きまして、道州制導入に断固反対する意見書（案）を説明申し上げます。</p> <p>我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その相違により「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。</p> <p>しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、参議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。</p> <p>これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村の都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。</p> <p>町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創設し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。</p> <p>多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信をしている。</p> <p>よって、我々筑前町議会は、道州制の導入に断固反対をする。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・副総理・内閣官房長官・総務大臣様。</p>

	<p>以上であります。 ご審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。 これから、討論を行います。 梅田議員、反対の立場ですか。</p>
梅田議員	<p>賛成の立場で。</p>
議 長	<p>反対の立場は、ないですか。 (反対討論なし)</p>
議 長	<p>では、賛成の立場ですね。 梅田議員</p>
梅田議員	<p>この意見書はですね、たいへんに判断に悩むところでございます。 それで、私ども公明党は道州制推進ということで、一応掲げてはおりますけれども、この全国町村議会で「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることに遺憾である」。 このような意見を踏まえましてですね、道州制の基本法案ということではなくて、あくまでもこれは道州制の是非を議論するための法案であり、道州制導入を前提としたものではない、道州制基本法案から道州制推進基本法案ということに名称を変えて、あくまでも地方の意見を踏まえて議論を進めること、このことを法案に盛り込んだというふう聞いております。 それで、この意見書の案におきまして、やはり町村の役割、これまで大きく果たしてきたと思います。 そういったことで、私は、この意見書の案というのは、ここに「断固反対する」という文言が書かれてはおりますが、あくまでも地方の意見を十分に聞いてほしい、そして議論を進めてほしいということの意見書であるというふうに捉えますので、あえて賛成を表明させていただきます。</p>
議 長	<p>これで、討論を終わります。 これから、発議第6号「道州制導入に反対する意見書の提出について」を、採決します。 発議第6号は、採択することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、発議第6号「道州制導入に反対する意見書の提出について」は、採択することに決定しました。 したがって、発議第6号については、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。</p>
散 会	
議 長	<p>以上で、本日の日程は、全部終了しました。 本日は、これにて散会します。 お疲れ様でございました。</p>

(10 : 40)